

# 歩切りの廃止の達成について

- 平成26年6月の品確法等の改正により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法に違反することが明確化。
- 総務省とも連携し、昨年1月以降、4度にわたり、地方公共団体に対して、その実態や歩切りを行う理由等に関する調査を行い、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じて早期の見直しの見直しを要請。

## 慣例や自治体財政の健全化等のため歩切りを行っていた全ての地方公共団体(459団体)が、歩切りを廃止<sup>(※)</sup>することを決定

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

平成27年  
1月の状況

設計書金額と予定価格が  
同額である団体  
1031団体

端数処理等を行  
っている団体  
297団体

慣例、自治体財政の  
健全化等のため「歩切り」  
を行っている団体  
459団体

(注)「歩切り」  
を行っている理  
由について未  
回答の1団体を  
除いた状況。

平成28年  
2月の状況

設計書金額と予定価格が  
同額である団体  
(同額とする予定の団体を含む)  
1528団体

端数処理等を行  
っている団体  
(端数処理等に変更  
予定の団体を含む)  
252団体

見直す  
方向で  
検討中  
5団体

見直しを行う  
予定はない  
3団体

平成28年  
4月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体  
1536団体 (同額とする予定の5団体を含む)

端数処理等を行  
っている団体  
252団体  
[ 端数処理等に変更予定  
の2団体を含む ]

見直しを行う  
予定はない  
0団体

(注)平成28年2月及び4月の状況における設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。  
(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。